

重要な会計方針等（平成 13 年度）

総括勘定

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産 15,594,253,591 円

3 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建長期金銭債権・債務については、先物為替予約が付されているものについては確定している円貨額を付しており、またノンエクステンジ取引に係るものについては基準外国為替相場に基づく円貨額を付している。

4 引当金の計上基準

貸倒等引当金

国際金融等勘定

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令（平成 11 年政令第 266 号）第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 3/1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 3.0/1000、計上額は 31,673,042,401 円である。また、貧困債務国に対する公的債務救済措置（ナポリターム）の適格国に対して有する特定貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末対象債権残高にそれぞれの国について適用される債務削減率を乗じて計算した額の合計額に 2 分の 1 を乗じて計算した額以下の額で計上しており、本年度の計上額は 4,608,445,551 円である。

海外経済協力勘定

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、国際協力銀行法（平成 11 年法律第 35 号）第 23 条第 2 項第 1 号に規定する業務に係る貸付金については当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 15/1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 0.1/1000、計上額は 1,099,822,276 円である。また、同法第 23 条第 2 項第 2 号に規定する貸付に係る貸付金については当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 30/1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 30.0/1000、計上額は 786,459,244 円である。また、出資金の損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、同法第 23 条第 2 項第 2 号に規定する出資に係る法人等の前事業年度における未処理損失を当該法人等の資本金で除した割合を当該事業年度末対象出資金残高毎に乘じて計算した額の合計額以内の額で計上しており、本年度の計上額は 33,197,410,625 円である。

5 その他財務諸表作成のための重要な事項

（1）消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

（2）繰延勘定の処理方法

債券発行費

国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間内で均等償却しているものを除き、債券の発行後 3 年以内で均等償却している。

債券発行差金

国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、債券の平均年限に相当する期間（5、10、11又は12年間）内で均等償却している。

（3）延滞債権額

国際金融等勘定

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高）は、151,282,426,866円となっている。

なお、平成13年度末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において返済繰延べの合意がなされている91,081,589,056円については除外している。

海外経済協力勘定

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高）は、414,543,384,123円となっている。

なお、平成13年度末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において返済繰延べの合意がなされている479,674,686,605円については除外している。

（4）準備金及び積立金の積立額

平成13年度において積み立てた国際金融等勘定準備金の額は40,943,434,128円であり、この額は国際協力銀行法第44条第1項により計算されている。

平成13年度において積み立てた国際金融等勘定特別勘定積立金の額は11,107,634円であり、この額は国際協力銀行法附則第24条及び国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成11年政令第267号）第6条の規定による一部改正前の日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律（昭和46年法律第45号）第4条第2項の規定による特別勘定の利益金の処分の特例に関する政令（昭和46年政令第123号）第1項の規定により計算されている。

平成13年度において積み立てた海外経済協力勘定積立金の額は56,694,038,825円であり、この額は国際協力銀行法第44条第2項の規定により計算されている。

6 重要な会計方針の変更

従来、資産の部の「貸倒等引当金」として一括計上していた貸倒引当金と出資損失引当金については、「貸倒等引当金」の内訳科目である「貸倒引当金」及び「出資損失引当金」としてそれぞれ計上することとした。また、利益科目である「貸倒等引当金戻入」には内訳科目として「貸倒引当金戻入」と「出資損失引当金戻入」を、損失科目である「貸倒等引当金繰入」には内訳科目として「貸倒引当金繰入」と「出資損失引当金繰入」をそれぞれ設けることとした。

国際金融等勘定総括勘定

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、平成10年4月1日以後に取得した建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産 11,700,748,554円

3 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建長期金銭債権・債務については、先物為替予約が付されているものについては確定している円貨額を付しており、またノンエクスチェンジ取引に係るものについては基準外国為替相場に基づく円貨額を付している。

4 引当金の計上基準

貸倒等引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の3/1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は3.0/1000、計上額は31,673,042,401円である。また、貧困債務国に対する公的債務救済措置（ナポリターム）の適格国に対して有する特定貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末対象債権残高にそれぞれの国について適用される債務削減率を乗じて計算した額の合計額に2分の1を乗じて計算した額以下の額で計上しており、本年度の計上額は4,608,445,551円である。

5 その他財務諸表作成のための重要な事項

（1）消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

（2）繰延勘定の処理方法

債券発行費

国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間内で均等償却しているものを除き、債券の発行後3年以内で均等償却している。

債券発行差金

国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間（5、10、11又は12年間）内で均等償却している。

（3）延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額）は、151,282,426,866円となっている。

なお、平成13年度末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において返済繰延べの合意がなされている91,081,589,056円については除外している。

（4）準備金及び積立金の積立額

平成13年度において積み立てた国際金融等勘定準備金の額は40,943,434,128円であり、この額は国際協力銀行法第44条第1項により計算されている。

平成13年度において積み立てた国際金融等勘定特別勘定積立金の額は11,107,634円であり、この額は国際協力銀行法附則第24条及び国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第6条の規定による一部改正前の日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律第4条第2項の規定による特別勘定の利益金の処分の特例に関する政令第1項の規定により計算されている。

6 重要な会計方針の変更

従来、資産の部の「貸倒等引当金」として一括計上していた貸倒引当金については、「貸倒等引当金」の内訳科目である「貸倒引当金」として計上することとした。また、利益科目である「貸倒等引当金戻入」には内訳科目として「貸倒引当金戻入」を、損失科目である「貸倒等引当金繰入」には内訳科目として「貸倒引当金繰入」をそれぞれ設

けることとした。

国際金融等勘定一般勘定

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産 11,700,748,554 円

3 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建長期金銭債権・債務については、先物為替予約が付されているものについては確定している円貨額を付しており、またノンエクスチェンジ取引に係るものについては基準外国為替相場に基づく円貨額を付している。

4 引当金の計上基準

貸倒等引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 3/1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 3.0/1000、計上額は 31,673,042,401 円である。また、貧困債務国に対する公的債務救済措置（ナポリタム）の適格国に対して有する特定貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末対象債権残高にそれぞれの国について適用される債務削減率を乗じて計算した額の合計額に 2 分の 1 を乗じて計算した額以下の額で計上しており、本年度の計上額は 4,608,445,551 円である。

5 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

債券発行費

国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間内で均等償却しているものを除き、債券の発行後 3 年以内で均等償却している。

債券発行差金

国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間（5、10、11 又は 12 年間）内で均等償却している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高）は、151,282,426,866 円となっている。

なお、平成 13 年度末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において返済繰延べの合意がなされている 91,081,589,056 円については除外している。

(4) 準備金積立額

平成 13 年度において積み立てた国際金融等勘定準備金の額は 40,943,434,128 円であり、この額は国際協力銀

行法第 44 条第 1 項により計算されている。

6 重要な会計方針の変更

従来、資産の部の「貸倒等引当金」として一括計上していた貸倒引当金については、「貸倒等引当金」の内訳科目である「貸倒引当金」として計上することとした。また、利益科目である「貸倒等引当金戻入」には内訳科目として「貸倒引当金戻入」を、損失科目である「貸倒等引当金繰入」には内訳科目として「貸倒引当金繰入」をそれぞれ設けることとした。

国際金融等勘定特別勘定

その他財務諸表作成のための重要な事項

積立金積立額

平成 13 年度において積み立てた国際金融等勘定特別勘定積立金の額は 11,107,634 円であり、この額は国際協力銀行法附則第 24 条及び国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第 6 条の規定による一部改正前の日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律第 4 条第 2 項の規定による特別勘定の利益金の処分の特例に関する政令第 1 項の規定により計算されている。

海外経済協力勘定

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産 3,893,505,037 円

3 引当金の計上基準

貸倒等引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、国際協力銀行法第 23 条第 2 項第 1 号に規定する業務に係る貸付金については当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 15/1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 0.1/1000、計上額は 1,099,822,276 円である。また、同法第 23 条第 2 項第 2 号に規定する貸付に係る貸付金については当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 30/1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 30.0/1000、計上額は 786,459,244 円である。また、出資金の損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、同法第 23 条第 2 項第 2 号に規定する出資に係る法人等の前事業年度における未処理損失を当該法人等の資本金で除した割合を当該事業年度末対象出資金残高毎に乗じて計算した額の合計額以内の額で計上しており、本年度の計上額は 33,197,410,625 円である。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

債券発行差金

国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間（10年間）内で均等償却している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高）は、414,543,384,123円となっている。

なお、平成13年度末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において返済繰延べの合意がなされている479,674,686,605円については除外している。

(4) 積立金積立額

平成13年度において積み立てた海外経済協力勘定積立金の額は56,694,038,825円であり、この額は国際協力銀行法第44条第2項の規定により計算されている。

5 重要な会計方針の変更

従来、資産の部の「貸倒等引当金」として一括計上していた貸倒引当金と出資損失引当金については、「貸倒等引当金」の内訳科目である「貸倒引当金」及び「出資損失引当金」としてそれぞれ計上することとした。また、利益科目である「貸倒等引当金戻入」には内訳科目として「貸倒引当金戻入」と「出資損失引当金戻入」を、損失科目である「貸倒等引当金繰入」には内訳科目として「貸倒引当金繰入」と「出資損失引当金繰入」をそれぞれ設けることとした。